

平成22年度学位論文要旨・論文審査要旨

谷, 晶紅

藩, 燕萍

長濱, 幸一

星野, 菜穂子

他

<https://doi.org/10.15017/19859>

出版情報：経済学研究. 77 (5/6), pp.179-204, 2011-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

平成22年度学位論文要旨・論文審査要旨

谷 晶紅氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第142号
学位の種類 博士(経済学)
授与の年月日 平成22年8月31日
学位論文題目 技術進歩と内生的経済成長に関する理論分析
- 環境規制と制度要因の側面からの考察 -

論文内容の要旨

本論文は内生的経済成長モデルのフレームワークのもとで、環境規制と制度要因が技術開発やその移転と習得、および経済成長に果たす役割を理論的に分析している。20世紀後半以後、国際貿易と海外直接投資の自由化、大規模な技術進歩とその伝播により、世界経済の成長は高い水準に維持されている。しかし同時に、新たな課題が生まれている。第1の課題は環境問題である。特に、地球温暖化問題は世界的対策が必要な緊急課題となっている。本論文の前半においては今後の地球温暖化対策への政策的示唆を得るために、独自の理論モデルを展開し、従来の研究で明確にされなかった環境規制と技術導入、技術適用および経済成長の問題をより幅広く考察している。第2の課題は、国家間で所得格差が拡大していることである。技術進歩は経済成長の重要な要因であることがよく知られている。しかしながら、なぜ技術開発や技術導入を積極的に行わず、いつまでも貧しいままの国が存在するのであるか。国家間で顕著な格差をもたらす根本的な要因は何であろうか。こうした問題に対する答えとして、最近の経済成長理論は制度の役割を強調している。本論文の後半においては厳密な内生的成長モデルを構築し、技術進歩や経済成長の決定要因としての制度の役割を解明している。

第1章では深刻な環境汚染問題と各国の経済成長のパフォーマンスの違いを概観し、成長理論がそれらをどのように説明してきたかについて述べる。技術革新を成長の源泉とする内生的経済成長理論の重要性を強調すると同時に、既存の理論の問題点を明らかにし、経済成長理論の新しい潮流をまとめる。それらを踏ま

えて、本論文の位置づけと構成について言及している。

第2章では本論文において用いられる成長モデルのフレームワークを説明している。前半においては世代重複経済における技術進歩を伴う内生的成長モデルが展開されている。また後半においては、技術進歩が財の種類の数増加として把握されるようなモデル、いわゆるパラエティ拡大型の内生的成長モデルを検討している。

第3章では環境規制と技術選択の問題を取り扱っている。近い将来、発展途上国は先進国の技術移転を条件として、地球温暖化を防止するための国際条約に参加し、排出量の総量規制を導入すると考えられる。この章では排出量の割当と経済成長の関係を検討したOno(2002)に技術選択の問題を取り入れることによって、排出量の割当が技術の選択を通じて経済成長に与える効果について分析している。収穫一定技術と収穫逓増技術の2種類の技術に関する選択を内生化する、排出量の割当の違いによって、持続的経済発展、環境悪化と貧困の罠、定常状態への収束、循環変動の4つの成長パターンが発生することが示されている。また、環境悪化と貧困の罠に陥る経済を持続的経済発展に導くためにどのような政策が有効であるかについても検討している。

第4章では環境規制政策、グリーン・イノベーションおよび経済成長の関係について分析している。先進国と発展途上国からなる2国モデルの枠組みで異なる環境規制の影響を考慮した既存のモデルでは炭素リーケージの問題や汚染逃避地の問題に集中していた。それらの研究に対して、この章では先進国で開発されたグリーン技術は発展途上国で効率的に利用できるかどうかについて分析している。その結果、異なる環境規制によって発展途上国においてグリーン技術に対する需要が少ないため、両国の産業構造と経済成長に差異が生じることが明らかにされている。また、世界全体での排出量を削減するためにはどのような政策をすべきかも考察している。

第5章ではイノベーションの所有権配分と経済成長の関係を分析している。技術進歩に関連する内生的成長モデルの多くは技術開発の主体を単一のものとして取り扱っている。しかし、現実には複数の経済主体が研究開発に携わっている。例えば、技術を用いて財を生産する企業と研究ユニットとが契約を締結し、それ

を通して研究開発を行う。その場合、イノベーション所有権の事前配分のあり方が各経済主体の投資インセンティブに影響を及ぼし、ひいては研究開発の効率性に大きな影響を与えようと考えられる。本章の分析では、生産性と制度の関係を検討した Acemoglu et al. (2006)、Acemoglu (2009, chap.21) のモデルを拡張し、イノベーションの所有権の配分と技術進歩および経済成長の関係を分析している。その結果、望ましい所有権の配分が一意に決まるわけではなく、フロンティアからの乖離の程度によって異なることが明らかになっている。

第6章では資源保有国において制度がイノベーション、経済成長に与える効果を考察している。豊富な資源を保有する発展途上国の経済は低成長や貧困拡大に陥る傾向にある、いわゆる資源の呪い (resource curse) という問題が多くの実証研究によって示されていた。しかし、このような現象はボツワナなどの資源保有国には当てはまらない。資源保有国が異なる所得水準を達成する理由については、従来の研究は静学モデルを用いて分析していた。この章では Mehlum et al. (2006) に資本蓄積と制度を導入し、長期的視点から、制度が資源保有国のイノベーション、経済成長に果たす役割を理論的に分析している。経済主体の行動を内生化すると、制度の違いによって、経済は長期の成長における複数均衡の存在が示されている。これは現実の資源保有国の成長パターンの違いを理論的に説明できている。

第7章では知的財産権の保護制度が技術導入および経済成長に与える効果を分析している。知的財産権と経済成長に関連する既存の研究の多くは政府による知的財産権の保護選択のみに注目していた。しかしながら、企業の技術に関して政府が完全に把握することは困難であるため、知的財産権の保護が不完全なものとなる。このとき、知的財産保護に対して投資をしよとする私的なインセンティブが生じる。すなわち、知的財産権の保護強度が政府による制度選択と企業によるエンフォースメントによって決まる。この章では、Eicher and Garcia-Penalosa (2008) を拡張して、知的財産保護に対する私的投資が存在する場合、政府による知的財産権保護の強化が技術移転と経済成長に与える効果を分析している。政府による知的財産保護政策の強化は、独占企業の利潤を増加させ、技術移転を促進する一方で、知的財産権の保護に従事する経済主体の若年期の収入を低下させ資本蓄積を阻害する。結果として知的財産権保護の強化は経済を低位の定常状

態に停滞させる可能性が示されている。

最後に第8章では、本論文において得られた結論をまとめ、本論文の中で残された課題、さらには今後の研究の方向性を提示している。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 大住 圭介
副査 大坂 仁
副査 藤田 敏之

近年、地球温暖化と国家間の所得格差の拡大は世界経済の深刻な課題となっている。本論文では既存の種々の内生的成長モデルを独自に拡張し、そのもとでこれらの課題に関する厳密な数理的分析を行っている。その分析過程で、従来の理論研究において十分に解明されていなかった環境規制、技術選択・技術移転と経済成長の関連について考察し、制度が技術進歩、経済成長に果たす役割について興味深い種々の帰結を提示している。

第1章と第2章では、経済成長に関する概説と代表的な内生的成長モデルの解説がなされている。

第3章では排出量の割当と技術の選択、経済成長の関係を分析している。代表的な先行研究である Ono (2002) のモデルを拡張して、排出権の割当の違いによって、持続的経済発展、貧困の罫と環境悪化を含む様々な成長パターンが生じることを解明している。この帰結は、ポスト京都議定書に向けた枠組みの構築の際に適切に排出権の割当配分を行うことが重要であるという政策的インプリケーションを提示している。第4章では環境規制、グリーン・イノベーションと経済成長の関係を分析している。このテーマに関する代表的な文献である Di Maria and Smulders (2004)、Di Maria and van der Welf (2008) 等のモデルを拡張し、先進国と発展途上国の産業構造と経済成長の差異に注目して分析を行い、発展途上国におけるエネルギー生産に対する税政策や資金移転などの国際的協調が世界全体での排出量削減にとって重要であるということを示している。

第5章では、最近の内生的成長論の代表的な文献である Acemoglu et al. (2006)、Acemoglu (2009, chap. 21) と同様の内生的成長モデルの枠組みに所有権アプローチを導入して、イノベーションの所有権の保有を「企業所有権」と「研究ユニット所有権」に分けて比較分析を行い、イノベーションの所有権配分と経済発展段階の関係を理論的に解明している。第6章では資源の呪い (resource curse) という問題に焦点を当て、

資源保有国における制度と経済成長の関係を分析している。Mehlum et al. (2006)の静学モデルを拡張して、動学的視点から分析を行い、制度の違いによって、豊富な資源を有する経済は低位の定常状態（貧困の罌）と高位の定常状態への収束という二つの成長パターンが発生する可能性があることを明らかにして、資源保有経済の成長パターンの違いに関する理論的根拠を提示している。第7章では、Eicher and Garcia-Penalosa (2008)のモデルを修正・拡張して、知的財産権の保護水準が政府による制度選択と企業によるエンフォースメントによって決定されるような状況のもとで、知的財産権制度が技術導入および経済成長に与える効果に関して厳密なモデル分析を行っている。

本論文は環境規制、制度と内生的経済成長という最先端の研究領域に取り組み、種々の数理的な内生的成長モデルを拡張し、斬新で興味深い分析結果と政策的含意を得ており、十分評価されるものである。

以上の理由により、本論文調査委員会は、谷晶紅氏より提出された論文「技術進歩と内生的経済成長に関する理論分析 環境規制と制度要因の側面からの考察」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

藩 燕萍氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第143号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年9月27日
 学位論文題目 THE INITIAL FLUID STAGE OF INNOVATION PROCESS
 - An International Comparison of the University Spin-offs between Japan and China -
 （イノベーション・プロセスの初期流動的段階：日本と中国の大学スピノフの国際比較）

論文内容の要旨

1. 研究背景

本研究の課題は、大学発ベンチャーが移転資源からビジネス価値を創出するプロセスを理論的枠組に基づき、明らかにすることである。

近年、各国がアメリカの政策を模倣して大学発ベン

チャーの支援政策を実施している。政策に基づき、大学発ベンチャーが各地域に数多く設立されてきた。地域の活性化、雇用の増加、及び大学の休眠資源の活用などという大学発ベンチャーの貢献が一部の地域や大学に限って報告されている。一方で、大学発ベンチャーの廃業数が増えつつある現象も見られる。国家政策と大学支援体制に関する今までの静態的な研究では、このような現象を説明し難いと思われる。このことを克服するには、企業の実態を観察し、企業レベルで分析することが必要である。

本研究は、創業から成熟段階までを全般的に分析する先行研究と異なり、大学発ベンチャーの移転資源に基づくビジネス価値創出という初期の重要段階に焦点を絞り、「初期流動的段階」という概念を定義した。また、起業家活動と資源経営理論に基づいた「ダイナミック・アントレプレナー・ケイバリティ」（以下はDECと略称）という理論的枠組によって、異なった環境にもたらされた違いを「資源」で捉えることで日中の事例研究の方法を用いながら、初期流動的段階を考察した。

2. 研究内容

本研究では、大学発ベンチャーの状況分析及び技術と組織のライフサイクルの先行研究に基づき、「初期流動的段階」を、移転資源の形成からそのビジネス価値を創出することができるまでの段階と定義した。現状分析によって、多くの大学発ベンチャーは依然として、移転技術を適切な商品とそのマーケットターゲットに結付けていないことを明らかにした。移転技術からイノベーションを起こすことはリニアなプロセスであると、多くの政策立案者が見なしている。しかし、環境の不確実性、技術の多義性、資源の希少性などの多重苦を被る大学発ベンチャーの初期段階は、むしろ流動的且つ複雑であると考えられる。

大学発ベンチャーがいかにこのような初期流動的段階を乗り越えられるかについて、本研究では、先行研究のもとにDECが機能することが重要であると論じた。DECとは、激変する環境に対して、資源を動員し、ビジネスチャンスを見出し、社内の技術開発力や市場適応能力を高めるように働きかける起業家能力である。即ち、大学からの技術や支援などのオリジナル資源、社会的に起業を支援しようとする正当性資源、経営に必要とされるビジネス資源を動員する能力、ビジネスチャンスを認識し試行する能力、及び資源とビジネスチャンスを組み合わせ、自社に相応しいビジネ

スモデルを確立する能力が重要なのである。このことを検証するために、日本（九州大学、九州工業大学、東京大学）と中国（清華大学）の大学発ベンチャーを比較して事例研究を行った。

事例の比較分析によって、大学発ベンチャーは移転技術に基づいた最初のビジネスチャンスが必ずしも計画の通りに実行できるとは限らず、計画の改善を行ったり、既存のビジネスチャンスをあきらめて新しいビジネスチャンスを試したりする行動が明らかになった。新しいビジネスチャンスを実行するために、ベンチャーが社内外の資源を動員し、資源の結合を行うこともわかった。しかし、手厚く支援する大学・地域は、ベンチャーの資源獲得にとって有利であるが、そうでない場合は、ベンチャーが自社をめぐる環境の特性を理解し、多様な資源を活用する能力が重要である。このような様々なコンティンジェンシーに対応するためには、ベンチャーは活発な学習によって知識を累積し、能力を向上することで、試行錯誤しながら独自資源を形成し技術のビジネス価値を創出できたことを明らかにした。

また、移転技術のビジネス価値を創出している事例では、政府、大学及びリードユーザーなどの異質なパートナーとの緊密な連携と学習を行うことによって、技術特性と市場ニーズをうまく結合していることを分析した。しかし、初期流動的段階を脱することができていない大学発ベンチャーは、市場に必ずしも適応していないビジネスチャンスや資源結合に固執していて、新しい資源の動員能力またはビジネスチャンスにチャレンジしようとする革新力に欠けており、移転技術のビジネス価値を見極めていないことも明らかにした。このように、大学発ベンチャーは事業が市場に応じて変化してゆく初期流動的段階において、DECが市場適応的な技術イノベーションをリードしていることが重要であると検証した。

3. 研究成果

大学発ベンチャーについての研究に対して、本研究の貢献は以下の3点がある。1点目は、異なった環境における大学発ベンチャーの経営実態を観察し、ダイナミックな視点を提示した点である。2点目は、ダイナミック・アントレプレナー・ケイパビリティという理論概念の構築を試み、大学発ベンチャーの初期流動的段階のマネジメントの論理を明らかにした点である。3点目は、大学の技術移転の本質は、起業家能力によるビジネス価値の創出であり、会社作りの目的で

はないことを指摘した点である。

本研究の成果は、日本の産学連携政策及び大学の支援政策に対して重要な示唆を与えている。「技術からイノベーション創出へ」というリニアな考え方は、大学発ベンチャーの「会社作り」を促進した一方で、大学発ベンチャーが次々と廃業している原因の一つでもあると考えられる。また、大学の支援政策についていえば、技術移転の準備期から技術資源とマーケットニーズをフィットさせるビジネスモデルを構築する支援、及び起業家能力の育成が重要である。さらに一部の大学発ベンチャーを厳選し手厚く支援し、多くの大学発ベンチャーを自由に発展させるという「選択と集中戦略」は、大学に限られた資源を効率的に活用することが可能であると提言している。よって、大学がいかにアカデミック・アセットをマネジメントするのがますます重要な課題となる。

論文審査の要旨

論文調査委員	}	主査 塩次喜代明
		副査 久原 正治
		副査 久野 国夫

本論文は、広範囲な先行研究レビューと日本、中国での実態調査に基づいて、これまで研究が殆どなされてこなかった大学発ベンチャーの初期流動的段階のマネジメントの論理を、実証を通じて明らかにしたものである。論文は序章、第2章課題の設定、第3章先行研究レビュー、第4章分析枠組みの設定、第5章日本の事例、第6章中国の事例、第7章討論と結論の全7章265頁の英文である。

まず、初期流動的段階に必要なとされる技術等のオリジナル資源、社会的に起業を支援しようとする正当性資源、経営に必要なとされるビジネス資源が準備されれば大学発ベンチャーが成功するのではなく、それら資源を市場のビジネス機会と結びつけるダイナミック・アントレプレナー・ケイパビリティ (DEC) が機能することが重要であることを仮説的に設定する。DECとは、激変する環境に対してビジネス・チャンスを見出し、社内に技術開発や市場適応能力を高めるように働きかける起業家能力である。日本の大学発ベンチャー（主に九州大学、九州工業大学、東京大学）と中国のそれ（主に清華大学）を現地調査に基づいて比較して、企業内ではDECを媒介にして組織学習が活発に展開されることによって独自資源が形成されてゆくという資源ベース的な戦略適応が展開されていることを明らかにしている。特にDECに不足するベンチャーでは

初期流動的な段階を脱することができていないこと、成功事例ではDECが市場適応的な技術イノベーションを指導していることなどは重要な発見事実である。

これまでの大学発ベンチャー研究に不足する初期流動的段階の成否を経営学的視点から解明しようとしている点に独創性が認められる。既存研究の丁寧なサーベイに基づいた理論的枠組のもとで、綿密に設計されたケーススタディによる知見は、大学発ベンチャー研究の展開に十分に貢献できる内容となっている。以上の調査結果を踏まえて、論文審査委員会は、本論文を博士（経済学）の学位に値するものと判断する。

長瀨幸一氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第144号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年11月30日
 学位論文題目 19世紀後半のハプスブルク帝国における工業化と民族問題
 - ブラハ商工会議所に着目して -

論文内容の要旨

本論文の課題は、19世紀後半のブラハ商工会議所を事例として、ハプスブルク帝国の工業化と民族問題の特質を析出することにあった。

ハプスブルク帝国の工業化とナショナリズムを巡っては、帝国の経済的後進性や民族対立を強調する方向から、帝国の複合的利害とその調整過程に着目する方向へ、研究潮流の変化を確認した。特に、近年の研究は、帝国の地域的多様性を重視し、地域研究の積み重ねの必要性を指摘しており、本論は、この2つの研究潮流の橋渡しを試みた。

ボヘミア・ブラハを分析単位とした理由を、工業化とナショナリズム研究の双方から説明した。まず前者について言えば、帝国の主要な工業地域であるボヘミアの中でも、ブラハ商工会議所管区が、東西に重・軽工業を擁するバランスのよい産業構造になっていた点、19世紀後半に、北西部の伝統的工業地域ライヘンベルク商工会議所から、中央部のブラハ管区に、工業化の重点が移動してきた点を重視した。ナショナリズムに関しても、ボヘミアには、5つのナショナリズム - 大ドイツ主義、ボヘミア主義、スラブ主義、チェコ主義とオーストリア主義 - が相互に影響しあいながら存在

しており、多民族帝国の特徴を象徴する場であったことを確認した。特に、ブラハは、チェコ人移民の大量移入により、都市の拡大とチェコ化が著しく進展していた。

本論の主たる論点は、次の二点である。

第一に、工業化について、ブラハ管区におけるチェコ人の工業化の本格関与を中心に考察することにした。19世紀を通じて、「工業民族 = ドイツ人、農業民族 = チェコ人」の構図に変化が生じた。そして、チェコ人の社会経済的力量的高まりが、19世紀後半のチェコ民族運動の高まりを支える大きな要因だと考えられたからだ。幸い、ブラハ商工会議所伝来の定性・定量のデータが残されており、工業化を考察する上で格好の材料が存在していた。しかも、商工会議所は、都市と農村を管区内に包摂しており、「地域的工業化」を考察する舞台としても適当だと考えた。さらに、ナショナリズム研究における社会史的関心の高まりから、自伝や伝記史料といった新しい類型の史料が利用されている。そのような史料として、商工会議所会頭の伝記も伝来している。

第二に、民族問題の考察に関して、5つのナショナリズムを均等に扱うのではなく、「オーストリア主義」に限定し、その変容の過程を追跡した。オーストリア主義とは、諸民族の盾の役割となる帝国の統一を維持しながら、その保護の下で最大限の民族的発展を目指すという多民族国家特有のナショナリズムであった。従来、民族発展を阻害した後ろ向きのナショナリズムと理解されていたが、近年の研究では、多民族国家の複雑な利害関係を調整するオーストリア主義の役割の再評価が進んでいる。この際、オーストリア主義の変容を「社会経済・政治・民族的变化を映し出す鏡」として捉えるブルックミュラーの所説を、本論は継承した。

本論は、以上の二点を踏まえた上で、ナショナリズムの変容に着目して、1850/60年代、1870年代、そして1880年代の3つの時代に区分して、分析を行った。各章の分析結果は、次の通りだ。

第一章では、1850/60年代のオーストリア主義の特質とその下でのチェコ人の工業化への本格的関与の二点に取り組んだ。チェコ人の工業化について、その出発部門である製糖業と農業機械工業を取り上げた。1850年代以降、製糖工場が相次いで建設され、保護関税による育成部門から輸出部門へと脱皮を図る中で、管区内での経済的重要性を高めた。そして、この時期、チェコ人の積極的な企業参加を通じた社会経済の上昇

があったことが明らかとなった。その象徴的事例が、商工会議所役員の顔ぶれの変化だった。1862年に2人のチェコ人が、小規模工業部門役員として登場したこと、また、1872年にチェコ人として初めての大規模工業部門の役員が、製糖業から登場したことが確認された。しかし、このようなチェコ人の社会経済的発展が、ドイツ人の優位を覆すことにはならなかった。1850/60年代のギンダリーの書簡を通じたオーストリア主義の分析からは、まだ、ドイツ人の指導を通じたチェコ人の民族的発展が志向されていたことが明らかになったからだ。さらに、言語強制法を巡る議論では、法案が、領邦議会で可決されたにも拘わらず、都市ドイツ人の反対で実現しなかったことを取り上げた。チェコ人の社会経済的・民族的力は、ドイツ人のそれと比べて、まだ十分とはいえなかったとの結論に達した。

第二章では、1870年代を中心に、主要工業部門の発展と商工会議所内の民族問題を取り上げた。前章で見た製糖業と関連機械工業の発展は、その原料となる製鉄業の発展も促した。1860/70年代の商工会統計からは、貴族経営の伝統的製鉄工場から株式会社の大規模製鉄所への転換が浮き彫りになった。また、チェコ人の工業化への参画が、ドイツ人の経済的影響力の低下に繋がったとの問題設定を行い、19世紀前半の工業化を主導し、ドイツ人企業家の独壇場だった綿工業の分析を行った。1860/70年代を境にした、同部門の緩やかな衰退局面への突入が確認された。金融部門では、チェコ人富農層の資金をもとに、各地に貯蓄銀行が設立されたというプロウゼクら先行研究の確認を行った。この時期の民族問題については、このチェコ人の社会経済的台頭がドイツ人との対立激化に直結しなかったことを明らかにした。国政でのボイコット戦術とは異なり、チェコ人が積極的に参加した役員選挙の実施、1872年の商工会議所内でのドイツ語とチェコ語の平等な取り扱いの規定、商工会会頭ドツァウアーの後継者としてチェコ人の推薦など、様々な領域から共生関係が存在していた。チェコ民族運動が優位となる中で、オーストリア主義的取り組みは、まだ受容される状況にあったとの結論に至った。

第三章では、1880年代前半の民族・工業化の到達度を示す事件として、プラハ大学分割問題とプラハ商工会議所の役員選挙規約問題を分析した。社会経済的・民族的な発展を遂げたチェコ人が、国政、教育・言語など幅広い分野で権利拡大を求め、オーストリア主義の実践の場である大学、商工会議所にも要求が及んだからだ。プラハ大学問題に関しては、1870年代までの

民族運動の牽引役だった老チェコが議会の主導権を握っていたものの、より自立的発展を目指す青年チェコ派が、プラハの大衆の動員を可能にするまで浸透しており、その後の主導権交替の兆しが明らかになった。また、帝国議会でまとめられた大学財産の共有という合意案も、現場レベルでなし崩しになり、二民族の分離傾向の強まりを確認した。商工会議所の役員規約問題は、プラハにおけるチェコ化とプラハの工業化の特質を確認する内容となっていた。つまり、役員の設定数の配分を巡る議論は、農業関連工業と小規模工業部門におけるチェコ人の強い影響力を明らかにした。規約改正後の選挙では、ドイツ人案を強力に主張した役員たちは一掃され、チェコ人の優位が確立した。チェコ人多数派体制の中でも、オーストリア主義的解決策が試みられなかったわけではないが、1880年代以降、チェコ人の自立的発展を求めるチェコ主義が、その勢いを増したことが確認された。

以上のように、本論文は、チェコ人の社会経済・民族的発展の経過を追跡し、1890年代の「チェコ民族の確立」への一大分水嶺が1880年代前半にあったことを明らかにした。チェコ人の社会経済的発展は、1850/60年代に始まったが、彼らの民族的要求の実現には時間的ずれが存在しており、1870年代まで、オーストリア主義的解決策が受け入れられる状況にあった。その点で、オーストリア主義の持続的影響力が確認された。今後の課題として、商工会議所より一段分析レベルを下り、現場レベルでの民族問題の考察の必要性を課題として、結びとした。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 田北 廣道
副査 関 源太郎
副査 藤井 美男

本論文は、多民族国家であるハプスブルク帝国における19世紀後半の工業化の進展とそれに伴う民族問題の変容を追究することを課題としている。その際、1970年代以降に2つの分野で生じた研究潮流の変化を踏まえつつ、独自の接近方法が採用される。すなわち、工業化の分析単位の多様化と制度要因の重要性に注目した「地域的工業化」概念を採用し、「社会経済的变化を映し出す鏡としてのオーストリア主義(帝国の政治的統一を維持しつつ諸民族の自立的発展を最大限容認する立場)の変化を追究する」(ブルックミュラー)方向で考察される。対象地域には、プラハ商工会議所管区が取り上げられる。帝国の工業化の先進地の一つ

として「農工並進型」(マチス)が典型的に検証されるとともに、19世紀後半の都市拡大がチェコ人・ドイツ人の人口比率の逆転をもたらし、民族問題の変化を考察する上で、絶好の条件を備えていたからである。

論文の第1章から第3章では、1850/60年代、1870年代、1880年代の3時期に区分しつつ工業化の進行に伴う民族問題の変容が、共存・対立双方を視野に収めながら追究される。第1期には、保護育成の対象であった製糖業が、チェコ人の参加の下で自立的産業部門に成長した。ただ、商工会議所の役員構成では、1862年初めてチェコ人の小営業者が登場するものの、綿業経営者を中心とするドイツ人優位を揺るがすことはなかった。1862年「言語強制法」をめぐる領邦議会の審議は、チェコ人に有利に進行したが、結局、チェコ人が譲歩して収束した。第2期には、製糖業の成長が、関連する農業機械製造業や製鉄業にまで波及した。その一角を担ったチェコ人企業家が、初めて商工会議所の大規模工業部門選出の役員として登場するなど、社会経済的地位の上昇を達成した。その結果、年次報告書が2言語で作成されるなど新たな事態も生じた。ただ、ドイツ人会頭自身が次期会頭候補者に推薦した人物はチェコ人であった事実からも看取できるように、共生的関係は存続した。第3期には、事態は根本的に変化する。1879/82年プラハ大学の分割問題と1883/84年商工会議所の役員選挙規約の改正問題をめぐり発生した民族問題は、「オーストリア主義」から「チェコ主義」への転換を決定づける事件となった。工業化・都市化の進行のなかで社会経済的力量を増してきたチェコ人の政治・文化的要求は、もはや妥協できないレベルにまで達した。「1890年代の近代チェコ民族の確立」(クロフタ)に向けて、大きな分水嶺を超えたのである。

本論文は、内外の研究の到達状況を的確にフォローしつつ、課題と方法を確定したうえで、プラハ商工会議所管区を対象にして手厚い史料分析を行っている。ブルックミュラー氏の提唱する手法に即した精緻な実証研究の成果は、十分説得力をもっており、研究史に新たな可能性を開いてみせた。以上のことから、本論文調査委員会は、長濱幸一氏より提出された論文、「19世紀後半のハプスブルク帝国における工業化と民族問題 プラハ商工会議所に着目して」が、博士(経済学)の学位を授与するに値すると認める。

星野菜穂子氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第145号
学位の種類 博士(経済学)
授与の年月日 平成23年3月24日
学位論文題目 地方交付税の財源保障に関する実証研究
- 基準財政需要額の算定分析を中心に -

本論文は、地方交付税における基準財政需要額の算定分析をつうじて、地方交付税の財源保障機能を検討し、その課題を考察するものである。

日本の地方交付税制度をはじめ、財政調整制度は地方政府の公共サービスについて標準的な水準を確保するための財源保障を行うとともに、国内の諸地域間で経済力、自然条件及び社会的条件が異なることに対応した財政力格差是正を行うことを目的とした制度である。公共サービスの提供にあたっては、現金給付は中央政府が担うとしても、住民に身近な福祉等の対人社会サービスなど現物やサービス給付は地方政府による給付が適している。しかし、対人社会サービスのような生存に不可欠の公共サービスを、居所如何にかかわらず、標準的な水準を確保し提供するのには、財政力に差のある地方政府だけで行うことは不可能であり、こうした矛盾を解消するのが財政調整制度の役割となる。現在、少子高齢化、経済のグローバル化が進むとともに、対人社会サービスへのニーズは増大し多様化している。また、地方分権推進の下、地方政府の供給主体としての役割も増大している。このような状況にあって、財政調整制度の役割は近年益々重要になるとともに、そのあり方についても問われているといつてよい。

財政調整制度は、先進各国にほぼ共通の制度としてあるが、政府間機能配分とくに地方政府の役割に応じた重要な財源配分手段として発展してきているため、財政需要・課税力の算定方法や財源保障の仕方をはじめとして、その中身は多様である。日本の地方交付税制度は、財政需要と課税能力にもとづく配分方式、すなわち基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付される方式であり、財源保障と財政力格差是正の同時達成をめざす制度である。歴史的にも、戦前の歳入調整を基本とする萌芽期から、戦後は能力と必要の差を埋めるという考え方にもとづき、地方公共団体間の財源均衡化をはかる財政調整機能と一定の行

政サービスの水準を保障する財源保障機能を備えた制度として確立されている。

地方交付税法においては、財源保障機能について、総額の保障、すなわち地方財政全体に対するマクロの財源保障と、総額が各地方団体に配分される上で、各団体の標準的な行政水準の保障を行うミクロの財源保障の規定がある。総額に関する保障の視点も重要であるが、個別団体にとっては自らの団体に対する保障が十分なものであったかどうかが決定的に重要となる。本論文における基準財政需要額の算定分析をつうじた財源保障機能の検討は、地方交付税法にある地方行政の「合理的、且つ、妥当な水準」というミクロレベルでの財源保障を定量的に明らかにすることをねらいとするものである。日本のように地方公共団体がナショナル・ミニマムの多くを担っている財政制度においては、その水準の確保は国の責任であり、国が標準的な行政水準を示す財政需要をどのように見積もり、個々の地方公共団体に対してどのように財源保障を行っているのか、算定の検証をとおしてみていく意義は大きいと考えられる。

しかしながら、これまでの基準財政需要額の算定分析を行った先行研究は、分析の対象が行政経費全般、もしくは投資的経費に偏重していること、また、方法論において、補正係数についての算定分析が十分でない点で、ミクロの財源保障を検討していく上で十分とはいえない。本論文においては、対人社会サービスを主な対象に、方法論としては補正係数を中心とした算定分析という新たな視点を盛り込んで財源保障機能の検討を行った。

本論文の構成は、研究課題と分析視角（序章）、高齢者保健福祉費と財源保障（第1章）、生活保護費と財源保障（第2章）、公立病院と地方交付税～高知県2町を事例として～（第3章）、新型交付税・頑張る地方応援プログラムと財源保障（第4章）、地方交付税の財源保障についての課題と示唆（終章）である。

序章では、本論文の研究課題と分析視角の意義を述べた。第1章は、対人社会サービスのうち、高齢者保健福祉費をとりあげ、神奈川県と徳島県下の市町村を対象に、介護保険導入前後の補正係数を中心とした算定分析を行い、さらにその算定と実態である一般財源との対比をつうじて、交付税の財源保障の現状を明らかにした。第2章は、対人社会サービスのうちでも生活保護費をとりあげ、主に大阪市を対象に補正係数にまで入り込んだ算定分析と実態である一般財源との対比を行い、かつ算定と実態の乖離に対しての大阪市の

意見をみている。これらにより、扶助費という現金給付および大都市の財政需要という性格をもつ経費に対する交付税の財源保障について検討を行い、課題を指摘している。第3章は、同じく対人社会サービスのうちでも、これまでほとんど取り上げられることのなかった公立病院、すなわち医療を対象として、それに係る地方交付税措置を、地方交付税の財源保障の観点から検討したものである。高知県2町を事例とすることにより、ミクロレベルでの交付税を通じた財源保障と、算定と実態である一般財源との乖離から、地方交付税の財源保障についての考察を行っている。

第4章は、第1～3章とは異なり、基準財政需要額の新しい算定方法を検討したものである。新しい算定方法については、一連の先行研究もあるが、本論文では大阪府と高知県の市町村を対象とした実際の算定結果を本研究独自の分析手法をつうじて検証し、その意味づけを行っている。この第4章は、本論文の中で、地方分権推進の中で重要性を増していくことが予想される、対人社会サービスを対象とした検証（第1～3章）に加え、地方分権の下での財源保障のあり方という観点において、その算定のあり方を考察するという位置づけをおいている。終章においては、以上の検証にもとづいて地方交付税の財源保障に関して得られた課題と示唆について考察を行った。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 八木 信一
副査 中田真佐男
副査 浦川 邦夫

本論文の研究課題は、国際的に見て精緻な財政調整制度である日本の地方交付税交付金（以下、地方交付税）を通じた、地方自治体（とくに市町村）への財源保障の実態について分析と評価をおこなうことである。地方交付税が備える財源保障は、地方財政計画による地方自治体全体に対する「マクロの財源保障」と、これに基づくかたちで各地方自治体に地方交付税を配分することによる「ミクロの財源保障」とによって担保されるが、本論文ではこのうち後者に関わる基準財政需要額の算定分析を中心に、財源保障の実態を明らかにしている。

本論文の貢献は、次の3つに求めることができる。第1に、ミクロの財源保障に大きな影響を与える基準財政需要額の算定実態について、各種統計資料を交えながら詳細に分析し、そのうえでこれらの算定額と一般財源との乖離を明らかにしたことであり、第2に、

基準財政需要額の算定分析の対象として、ナショナル・ミニマムと深く関わり、また基準財政需要額のなかでも大きな割合を占めてきている対人社会サービスのうち、高齢者福祉、生活保護、および公立病院における地方交付税の財源保障を取り上げ、国における当該分野の政策展開も踏まえながら、その実態を明らかにしたことである。第3に、以上のような算定分析によるミクロの財源保障の実態を通して、それを支えるマクロの財源保障との密接な相互関係を説得的に示したことである。

他方で、近年における特定補助金をめぐる改革に対する評価を踏まえた地方交付税との比較考察や、基準財政収入額との兼ね合いを通じた財政調整の検討は、今後の課題として残されている。しかし、これらの課題は、上記した本論文の評価を何ら損なうものではなく、いずれも今後の研究の進展によって克服することが、十分に可能であると判断する。

以上のことから、本論文調査会は、星野菜穂子氏により提出された論文「地方交付税の財源保障に関する実証研究 基準財政需要額の算定分析を中心に」が博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

前田真一郎氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第146号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成23年3月24日
 学位論文題目 消費者信用の形成と拡大
 - 米国商業銀行によるリテール業務の展開 -

論文内容の要旨

20世紀に入り消費者を対象とする金融が拡大してきた。本論文では、米国において消費者の金融取引が拡大していく中で、金融機関が消費者を対象とした金融業を確立していくプロセスを明らかにする。消費者を対象とした金融について分析する場合の視角としては、金融を提供する金融機関の動向、需要者である消費者の行動変化、家計の動向、金融商品の開発と広がり、企業を対象とした金融取引との比較、信用情報機関の発展経緯など様々なものがある。本論文は、消費者を対象とした金融の拡大を、それを提供する金融機関の

視点から分析する。その出発点は、消費者に対して信用を供与する消費者信用とした。米国において消費者信用が形成されたのは20世紀初頭である。消費者信用が金融業として展開し、現代の金融機関経営における重要な業務部門として位置付けられるまでに拡大してきた。本論文の構成は、以下に示すとおりである。

序章では、米国における消費者信用市場の拡大と消費者信用の役割について考察している。先行研究を示しながら、消費者を対象にした金融業の広がりとは本論文の課題を述べる。

第1章は、20世紀初頭の米国においてなぜ消費者信用が発生したのか、消費者信用を形成する要因と背景について考察している。消費者信用発生の契機は、大量生産・大量消費の動きが本格化し、自動車などの耐久消費財を中心に割賦信用が利用されるようになったことである。当初、割賦信用を手掛けた金融機関は、ファイナンス・カンパニーであった。

第2章は、1930年代以降における商業銀行による消費者信用への進出について捉えている。商業銀行はなぜ、どのようにして消費者信用業務へ参入していったのかを考察している。ただし、商業銀行が消費者信用に進出していくだけでは、消費者信用が金融業として自立したとは言えない段階にあった。

第3章は、戦後米国における消費者信用の質的な変化をもたらしたクレジットカードに着目している。具体的には、クレジットカードがどういう要請から出現し、どのような基盤に支えられて普及していったのかを分析している。クレジットカードは、それまでの消費者信用の地理的な限界を打ち破り、利用可能な商品をカード利用加盟店の範囲で無限に広げ、最終的には貸付利子を得ることに成功した。消費者信用は、生産金融を背後から支える役割から消費金融を支える役割へと転換し、一つの金融業として自立することになった。

第4章は、消費者信用が消費者向け銀行業へ展開していく過程を追跡している。その際の重要な要素は、クレジットカードを通じた貸付の拡大である。1970年代には家計の行動が大きく変化していった。一部の商業銀行は、消費者向けの貸付と預金を一体として考え、消費者という一つの顧客対象を捉えた業務分野で収益を上げるようになった。この段階で、商業銀行の業務分野としての消費者向け銀行業が成立するに至ったのである。

第5章は、消費者向け銀行業がさらに発展し、現代の金融業におけるリテール業務として展開していく動

きを解明している。消費者を対象とした金融の分野は、中小・零細企業の一部も包含する形でリテール業務として金融機関の重要な業務部門の一つに組み込まれていった。リテール業務部門を形成するに至った米国金融機関の動向を、データをもとに詳細に分析し、現代における金融機関経営の実態を示す。

終章では、全体のまとめとして本論文の意義について総括している。米国消費者信用の拡大過程において、その最大の担い手となったのは商業銀行であった。本論文では、米国商業銀行を中心として消費者信用の発展過程を歴史的に追跡することにより、以下の諸点を明らかにした。第一は、銀行経営における消費者を対象とした業務の重要性である。商業銀行の多くは、自らの業務を多様化していくと同時に安定的な収入源を求め、消費者を対象とした銀行業に経営資源を投入していった。第二は、商業銀行が収益を上げる基盤である。消費者を対象とした銀行業は、小口取引が中心であることから手間とコストが多くかかる業務である。商業銀行は、その業務をIT（情報技術）を活用しながら集中して行うことにより収益を上げるようになった。第三は、消費者を対象とした銀行業における信用情報の重要性である。消費者を対象とした銀行業の必要不可欠なインフラとして消費者信用情報機関の発展があったのである。

米国において消費者は、商業銀行からみて預金を通じた安定的な資金調達源だけではなく、主要な貸付対象にもなっていった。米国商業銀行は、現代においてその業務内容も業務手法も大きく変化している。本論文は、消費者信用の拡大過程を基軸として、米国で主な消費者信用の担い手となった商業銀行を中心に銀行業および金融業の変容を考察した。それは現代でもコマース・バンクと呼ばれ続けている商業銀行の再考を迫るものである。

論文審査の要旨

論文調査委員	}	主査 川波 洋一
		副査 稲富 信博
		副査 岩田 健治

米国では、消費者を対象とする金融業が商業銀行を中心とする金融機関における主要な戦略分野として位置づけられるまでに拡大してきた。本論文は、20世紀の初めから今日までの米国を分析対象にして、金融機関が消費者を対象とする金融業を展開していくプロセスを分析したものである。

本論文の貢献は、以下の4点にまとめることができ

る。第一に、本論文は、20世紀初めの米国において耐久消費財の大量生産とその販売体制の確立と相まって、ファイナンスカンパニーによる割賦販売信用が拡大し、商業銀行の参入によって消費者信用業務が定着したことを明らかにした。第二に、本論文は、商業銀行が、クレジットカード業務への参入によって、州際業務規制による地理的限界の克服、手数料に加えて貸付利子の取得機会の提供、特定の商品売買に限定されない汎用性の確保、決済システムと結びついた効率化の達成といった、イノベーションを実現した事実を解明している。第三に、本論文は、金融規制緩和の進展に併せて、消費者向け銀行業務が消費者を単に貸付の対象としてだけでなく、預金者あるいは金融商品の購入者として一体化して展開していく事実注目し、これをコンシューマー・バンキングとして位置づけた。第四に、コンシューマー・バンキングは中小・零細企業をも消費者向け銀行業の対象として取り込みリテール銀行業として展開したこと、さらにはGLB法制定下においては銀行業務だけでなく証券業、保険業等総合的金融業を包含するリテール金融業として展開したことが明らかにされている。

このように、本論文は、金融機関のイノベティブな活動のなかで消費者を対象とする金融業が、規制緩和や競争の激化、ITの活用や信用情報機関の機能と相まってダイナミックに展開していく実態を解明している。米国以外の国におけるリテール業務の展開との比較やホールセール業務との関連の分析等今後の課題を残すとはいえ、これらは本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上の理由により、本論文は、博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

ソートサカ ボーンマニト氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第147号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成23年3月24日
 学位論文題目 An Inquiry into the Establishment
 of the Lao Securities Market
 (ラオス証券市場の創設に関する
 研究)

論文内容の要旨

Laos is a small landlocked country located in the Indochina Peninsular with population of 6 million and a socialist country with market-oriented economy. Currently, private sector plays key role in the economic development. During 1975-1985, Laos pursued a centrally planned economic system, which was similar to the system adopted by other socialist countries. In 1986, the government adopted the so-called *Pianpeangmai* policy, which aimed at transforming the centrally planned economy into a market oriented economic system. Thereafter, various economic policies have been implemented to set up a market oriented economy. The banking system has also been transformed from a mono-banking system into a two-tier system.

Currently, the economic growth remains robust and is largely driven by FDI, which is unsustainable and vulnerable to the external shock. The banking sector does not perform its intermediary role well and the government bond market is dormant. Also, the government's external debt stock is very high and further borrowings would be extremely difficult and put country at risk of insolvency. The economy needs private sector to sustain long-term economic growth momentum. A viable securities market will provide alternative funding channel for large enterprises having faced with increasing difficulty in getting loans from local banks to finance their large-scale investment projects, as the banks have limited financial resources. Also, a viable securities market would facilitate the needed State Owned Enterprise (SOE) reform and encourage development in the government bond market as well as non-bank sector. Over the last five years, the

government has tried to create a viable securities market in Laos. As the economy is relatively small and the local banking sector does not function well yet, finding an appropriate development strategy would be essential for the sound development of the Lao Securities Exchange (LSE), which is the main objective of this research study. This research is organized into seven chapters.

Chapter 1: Introduction introduces the research's background and rationale, problem statement, objectives, scope and methodology.

Chapter 2: Lao Economic Transition examines economic development situation after initiating the reforms in 1986 with particular focus on macro-economy, international economic relations, government's fiscal performance, and SOEs and private enterprises development. It also looks at key issues occurred during the adoption of the centrally-planned economic system after establishing new regime in 1975. The finding shows that the transition was successful. This is attributable to the fact that although Laos adopted the planned economic system during 1975-1985, implementation of the system was relatively short and its ideology and system were not able to completely penetrate the society yet. Also, international environment was favorable for the reforms. After initiating the reforms, Laos received a timely assistance from both international development agencies and western countries. Determination of the government to transform the economic system at that time was critical and shall be credited for the success as well.

Chapter 3: Lao Financial System Analysis analyzes financial system development in Laos after adoption of the *Pianpeangmai* policy in 1986. In spite of two decades of phased reforms and significant improvement in the banking sector have been realized, it's still characterized as rudimentary and plays a very small role in financial intermediation to support the economic development. Still, the banking sector couldn't meet existing demands of the business community and general public. Low capital mobilization has been caused by many factors such as limited outreach, underdeveloped payment system, limited availability of alternative financial instruments, low deposit interest rates, and low confidence in the banking system and local currency. Capital allocation of the banking sector is relatively low and the banks have faced difficulties in providing credits

to the businesses, caused by various problems such as lack of skilled human resource, high interest rates due to inefficient management system, borrowers cannot meet basic loan application requirements due to inappropriate accounting practice, type of collaterals required by the banks, and weak financial situation.

Chapter 4: Macroeconomic Factors Determining the Stock Market Development in Asia and Eastern Europe examines empirically the macroeconomic factors influencing the stock market development using a panel data of 20 countries in Asia and Eastern Europe for the period 1996-2007. The results show that the factors such as income level, gross domestic savings, banking sector development, net private capital flows, stock market liquidity, FDI, and public bond market are key predictors of the stock market development in these countries. Also, the relationship between banking sector development and the stock market development appears to be changing. At early stage of development, the banking sector is complimentary to the stock market in funding investment projects. However, as both develop, they begin to compete with each other as vehicles for financing investment projects.

Chapter 5: Regulatory and Institutional Framework of the Securities Market in Thailand. Since its establishment in 1975, the Stock Exchange of Thailand (SET) has experienced many problems and managed to overcome several financial crises. However, one basic problem, prevailing since the establishment of the SET, still remains. The proportion of investment in the securities market is relatively small compared to the country's aggregate savings. This has been a key obstacle for the expansion of investor base in the SET. Strategies that the SEC used to build investors' confidence are to 1) ensure full and fair information disclosure, 2) enhance corporate governance of listed companies, 3) ensure fair treatment to shareholders of a takeover target firms, and 4) enforce cases of corporate fraud on strict manner.

Chapter 6: Securities Market Development in Laos. Through five years of efforts, LSE has been established formally on 10 October 2010. The regulatory and institutional frameworks are incomprehensive. The Decree on Securities and Exchange and related regulations show certain weaknesses e.g. the scope of

regulation on insider trading is limited, the corporate and market disclosure framework is weak. Tax policies for promoting the securities market development and reliable surveillance system aren't in place yet. The institutional structure shows certain deficiencies as well e.g. the SEC is dependent on the Bank of Laos (BOL) in exercising its functions and powers etc. All the deficiencies indicated above should be worked out to ensure that the Securities and Exchange Commission Office (SECO) possess appropriate capacity to perform its tasks efficiently. Also, various types of investment funds aren't allowed to operate. Securities allowed for trading are limited to merely common stock, preferred stock, and warrant. The Lao accounting and audit standards are not available yet, raising the question of reliability of the financial reports. Thus, the current legal and regulatory framework should be viewed as a transitional arrangement in need of comprehensive review and substantial strengthening over time.

Chapter 7: Conclusion and implication. To ensure successful operation of the LSE in the initial stage of development, based on experience of Thailand and Vietnam, increasing supply of quality securities and demands for the securities in the market appear to be critical. To increase quality supply of securities, these countries implemented following key measures: improvement of operational efficiency of the exchanges to reduce costs associated with listing, introduction of alternatives financial instruments, permission of private placement to enable companies raising capital rapidly and at minimal cost, and equitization of SOEs. To create demand for securities, these countries encouraged establishment of more investment funds, permitted foreign investment, raised awareness of the general public on investment opportunities available in the securities market, and raised confidence of the investors in the local securities market.

The SECO relies on foreign resources and assistance to create a viable securities market due to lack of qualified human resources and knowhow. Cooperation with countries having mature securities markets in the form of joint venture companies where local partners obtain majority shares appears to be the best strategy to speed up market development and technology transfer. In pursuing this strategy, the LSE

has been formed as joint venture company between the BOL and the Korea Exchange. All of the three securities firms are formed as a joint venture between local commercial banks and foreign securities firms. Relying largely on foreign players in developing a local securities market is a special characteristic of Laos, which appears to be different from other countries such as Thailand, Vietnam, and China, where domestic firms are the key players in the securities markets. At present, there are about 20 companies having potential to list in the LSE during the next few years. Interestingly, half of them are joint venture companies between government agencies and foreign investors. This is different from Thailand, Vietnam, and China, where majority of listed companies are owned by the government agencies and local private investors. It implies that development of the Lao Securities Market won't be realized without participation of foreign capitals and knowhow through key market players such as investors, securities exchange, securities firms, and listed companies. The financial globalization would make creation and development of a viable Securities Market in Laos possible.

The creation of securities market in Laos appears to have many objectives such as tapping foreign funds, reforming SOEs, improving efficiency of the State Owned Commercial Banks and attracting funds from parallel economy into the official securities market. This poses many challenges for the SECO. For the small country like Laos with about USD 5.9 billion economy in 2009, the decision to create a securities market means more than just an establishment of an exchange, it is a decision that will radically affect the course of development of the country and bring about major changes to the financial system in Laos.

論文審査の要旨

論文調査委員	{	主査 稲富 信博
		副査 川波 洋一
		副査 岩田 健治

ラオスでは1975年に20余年にわたる内戦が終結し、計画経済を採用した。その後、1986年には「ピアン・ピエン・マイ (Transformation)」政策を導入し、市場経済への移行を目指した。本論文は、後発開発途上国であり人口600万の小国ラオスが、2011年に予定している証券市場創設の目的と、その創設のラオスの特徴

を解明した研究である。

前者については、市場経済への順調な移行にもかかわらず、銀行市場の資金調達および配分能力が限定的であり、銀行が金融仲介機能を十分には果たしていない現状を、証券市場の創設によって解決することが目的であることを明らかにしている。また、非公式経済 (parallel market) の資金を証券市場に呼び込むことも、証券市場創設の目的であると指摘している。後者、証券市場創設の特徴については、外国人投資家の役割が高く期待され、証券取引所および証券会社が外国資本との合弁会社であること、予想される上場会社の半分が同じく合弁会社であることに注目する。このように、ラオス証券市場の創設は外国の資本やノウハウがなければ実現されないであろうことから、金融のグローバル化がラオス証券市場の創設と発展を可能としている、というラオス特有の状況を解明している。

このように、本論文はラオスにおける証券市場創設の理由と特徴を説得的に提示し、ラオス経済の現局面を的確に摘出している。さらに、統計資料が未整備で文献研究が少ないラオス経済を対象とし、「ピアン・ピエン・マイ」政策後の経済構造変化と金融市場の現状を包括的に解明している点で、ラオス経済研究に大いに資するものとなっている。

以上のことから、本論文調査会は、ボーンマント氏より提出された論文「AN INQUIRY INTO THE ESTABLISHMENT OF THE LAO SECURITIES MARKET」を博士 (経済学) の学位を授与するに値するものと認める。

葛西正裕氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第148号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成23年3月24日
 学位論文題目 Studies on Data Models for Data
 Analysis with Hierarchical Classification
 (階層的分類を用いたデータ分析
 のためのデータモデルに関する研究)

論文内容の要旨

政府や企業が競争力を維持していくためには、迅速かつ高度に経済現象を分析し、政策決定や企業活動を行う必要がある。情報技術の発展により、政府や企業は、膨大な生データ（数値、テキスト、動画等）を収集できるようになっており、生データを対象にした分析手法が求められている。生データを分析に利用するには、分類の属性に対するデータが持つ意味に応じて階層的に分類しておくことが有用である。階層的分類では、データが分類される最下層のクラスのラベルがデータに付される。データが、ただ1つの終端クラスに分類されるデータ、すなわち、データのラベルが1つ、かつ同じ概念レベルである均一なデータであれば、分類階層の構成法は単純で分析手法も明快であるが、データは一般に不均一であり、解決すべき問題が生じる。

均一なデータであれば、親クラスのデータはいずれかの子クラスに属し（充足性）、かつ2つ以上の子クラスに属することはない（排他性）という性質を満たす。充足性により非終端クラスのデータは終端クラスの和集合で求められるので、データの更新が効率的に行われる。また、排他性によりデータに重複がないため和集合の際の負担も小さい。しかし、不均一なデータは充足性と排他性を満たさないため、効率的に処理する分類階層の構成法が必要になる。

第二に、分類したデータを分析に供する際、“クラスのデータ”の解釈が問題になる。レベルが異なるラベルを持つ不均一なデータでは、日本というクラスのデータは、日本、九州、福岡など日本またはその下位概念のラベルを持つデータを対象とする場合と日本というクラスのラベルと同一ラベルを持つデータを対象

とする2通りの解釈がある。また、複数のラベルを持つ不均一なデータでは、日本以外に関するラベルを持つ（東京、北京）というラベルのデータを含めるかどうかで2通りの解釈がある。さらに、データのラベルはラベル集合なので、ラベル集合による問合せが必要になるが、ラベル集合に対応するデータの解釈は様々である。不均一なデータを分析に供する際には、どのようなデータを対応させるのかを明確にしておく必要がある。

第1章は、研究の背景と目的、関連研究、論文の構成を述べる。第2章は、分類階層に関する基本的な概念を定義し、均一なデータで成り立つ充足性と排他性を述べる。第3章は、概念のレベルが異なる不均一なデータに対して、充足性を満たさない分類階層の構成法を述べる。同時に、クラスのデータの解釈は、「クラスに分類されるデータ」と「クラスのラベルと同じラベルのデータ」の2つであることを明らかにした上で、概念のレベルを意識した問合せに対応する分類階層を提案する。第4章は、ラベルが複数ある不均一なデータに対して、排他性を満たさない分類階層の構成法を述べる。排他性を満たさないことで、データの重複が生じる問題とクラスにはそのクラスのラベルと無関係なラベルを含むラベル集合が付されたデータが分類される問題が生じる。これらは、データが複数の子クラスに分類された際、そのうちの1つを選び、親クラスのデータとして代表させることで対応できる。第5章は、第4章で対応できていないラベル集合による問合せについて述べ、その解決手法を示す。ラベル集合が問合せに用いるラベル集合の範囲内であるデータのみを求める際、データが問合せのラベル集合に関係しないクラスに分類されていないかを調べなければならないが、そうした演算を行わないでデータを取り出す手法を示す。第6章は、ラベル集合の順序を導入することで、ラベル集合が記述するデータを精緻に議論する。ラベル集合は、ラベル集合のいずれかのラベルを持つのかすべてのラベルを持つのか、ラベル集合の範囲内かどうかの組合せで4種類のデータを記述する。また、データを分析に利用する際には、異なるラベル集合は異なるデータを記述し（妥当性）、ラベル集合のデータはそれより上位のラベル集合によっても記述されなければならない（健全性）、これらの性質についても議論する。第7章は、ラベル集合のデータを分析に用いる際にどのような分析対象の考え方があるかを明らかにし、それらが第6章の順序で記述されるデータと一致することを示す。また、ラベルの追加によってどの

ようなデータが記述されるのかを整理することで、ラベルの追加によるデータの分析手法を提案する。第8章は、クラスとそのデータの関連性の強さをランクとして与えることで、より高度なデータの指定を可能にする。第9章は、本論文のまとめである。

論文結果の要旨

論文調査委員 { 主査 古川 哲也
副査 時永 祥三
副査 小野 廣隆

近年の情報通信技術の進歩により、大量のデータを収集し蓄積することが可能となった。利用できるデータは多様で、詳細なデータ分析を行うためにはデータの多様性をどのように扱うかが問題となる。本論文はデータを階層的に分類し分析することを対象として、データの多様性によって生じる問題を検討し、解決手法を提案したものである。

データの多様性は、レベルが異なる粒度の問題と複数のカテゴリに属する多重性の問題の2種類の不均一性を生む。本論文はデータが属する階層のカテゴリのラベルをデータに付すことで階層的な分類を表現してデータの不均一性を議論しており、その学術的貢献は、粒度の違いを階層構造で表現するためのデータの構成法と問合せの処理法の提案、複数のラベルが付されたデータに対する問合せ処理を高速化するための手法の提案、経済分析での不均一データの扱いに関する精緻な議論とラベル集合の違いによる記述データの差を用いたデータ分析手法の提案、データがカテゴリに属する強度を表現するためのデータの構成法と分析におけるデータの利用法の提案、からなる。

データの多様性に関する研究はウェブマイニングなどの分野でも見られるが、それらは主に情報検索を対象とするにとどまっており、データ分析までは踏み込んでいない。本論文は、データ分析における不均一データの扱いについて理論的基盤を与えており、その成果は十分な評価に値する。データ分析手法の提案では実データを用いた実証までには至っていないが、そのことで本論文の意義が損なわれるわけでは決していない。

以上の理由から、本論文調査会は、葛西正裕氏より提出された論文「Studies on Data Models for Data Analysis with Hierarchical Classification」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

金子信司氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第149号
学位の種類 博士（経済学）
授与の年月日 平成23年3月24日
学位論文題目 ことば資源のマネジメント

実体開発をリードする優良企業は、秀逸な商品やサービスを継続して提供する。それは、目に見えない顧客の潜在ニーズを捉え、そこから商品・サービスのイメージを作り、それを精密に、現実の商品・サービスに落とし込む組織能力に支えられている。

意味の組織論の領域では、この現象を、「組織は、循環的意味の解釈・創造システムである」と定義し、組織を以下のプロセスとして捉えている。

つまり、組織内の個人が、組織内外の情報の意味を解釈し、組織として共有し、その意味に従い、客体である商品やサービスを開発し、環境へ意味（商品やサービス）を投げかけるプロセスである。

この様に、組織を意味づくりの主体と捉えた時、その作るべき意味を、自動車メーカーであれば、自動車という形に客体化するし、飲料メーカーであれば、飲みモノという客体に、旅館であれば、きめ細かい従業員のサービスという客体に作り込み、市場に意味として投げかけるのである。

ここから、競争力のある独自の商品・サービスを作り出すことは、環境や自己を超越する「意味づくり」であり、差別化競争は、独自の意味づくりの能力構築競争であると言える。

そして、その意味づくりのリソース（資源）は、組織の日常の活動の中から生まれてくる言葉である。それらは、企業活動において、モノの見方を規定する言葉、事業コンセプトを表現する言葉、組織の方向感を作る言葉、固定概念を打破する言葉、作り方をつくる言葉等、組織固有の言葉の事例として現場で共有されつつ形成される。しかしながら、企業は個別具体的な問題に直面している組織体であり、それらの言葉は、文脈依存的であり、言葉資源を生成する場と共有の仕組みが異なれば、ある組織の言葉資源は他には機能しない。

ここが本稿の問題意識である。独自の商品・サービス作りには、独自の意味づくりが必要であり、独自の意味づくりには、独自の言葉のマネジメントが必要であるという示唆が先行研究ではされているが、文脈依

存的な言葉の性質を反映してか、「組織内のことば」を操作可能な概念として定義し、その具体的マネジメント手法を整理するには至っていない。

本研究の目的は、商品・サービス開発領域において、独自の意味づくりのマネジメントを分析的な視点で捉える事である。そして、その為に、組織の「ことば」を、人モノ金と同様に、組織の資源と捉え、「ことば資源」という概念を提示し、その資源操作（マネジメント）の方法論を探求する。

これにより、今まで捉える事が難しかった、組織の商品・サービス開発能力を、意味づくり能力という視点で体系化し、新たな分析視角を提供する事が本研究の意義である。

まず、本稿では、組織の意味づくりを分析的に把握するために、先行研究から、組織が組織の成員の意味づくりに、どの様に関与するかという視点で意味づくりプロセスの整理を行った。

更に、秀逸な商品・サービス開発に貢献する、言葉のあり方（機能面、表現面）に関し、過去の考察を整理し、組織の成員の意味の解釈、表現、客体化プロセスに影響する特定の組織内の言葉を「ことば資源」と定義した。

- ・ことば資源は、独自の商品・サービス開発における、
- ・意味の解釈プロセスにおいて、新しい意味の解釈視点を与える
- ・意味の表現プロセスにおいて、商品・サービス作りの方向性を規定する
- ・意味の客体化プロセスにおいて、組織の成員の協働行為を促進する

機能を持ち、差別化の為の独自性を持つ、組織の意味づくりを活性化させる言葉である。

その資源操作への分析視角提供のため、ことば資源と開発プロセスでの意味づくりの関係、組織の意味作り能力・外部環境適応との関係を加味し、動態・静態の分析フレームを導き、組織の意味づくり能力の具体的な把握方法を提示した。

次に、この分析視角と方法論を持ち、個別企業に対する調査・分析活動を行い、個々企業の日々の能力構築への取り組みや、ダイナミックな環境超越行動を明らかにした。

例えば、三和酒類では、競争環境対応の為、ことば資源を操作し、意味づくり能力再構築を行っている様が明らかになった。

ジャパネットたかたでは、日々繰り返される番組制作プロセスとリンクした、ことば資源が、組織能力を

研ぎ澄ましている事を分析的に把握できた。

これらの検証を通じ、ことば資源という分析視角が、意味づくりの組織能力の可視化の可能性を広げ、今まで捉えにくかった、開発組織の意味づくり能力体系的な管理への貢献に繋がる事を提示した。

論文審査の要旨

論文調査委員	主査	塩次喜代明
	副査	久原 正治
	副査	朱 穎

本論文は、独創性が高い企業にみられる社内での特有のことば使いが経営を導いていることに注目し、そこで駆使されていることばを経営の資源と捉え、そのマネジメントを実証的な分析を通じて考察しようとするものである。全6章は、問題意識、組織の資源としてのことば、ことば資源の定義、社会構成主義とことばを介した意味形成、実証分析と討論からなる。

ことばを経営の資源とみる視点は新しく、経営学分野では先行研究が少ないことから、論文では組織内で創発的に生まれ、共有され、経営行動の指針として機能することばを、企業の実態に即して分析し、そのマネジメントのロジックを解き明かすことによって捉えようとしている。まず社会構成主義的な意味形成論に依拠して、組織を生産や販売を行う資源転換システムであるよりは、循環の意味の解釈・創造システムと捉えなおしている。その上で、組織で使用されるモノの見方を規定する言葉、事業コンセプトを表現する言葉や、組織の方向感を作る言葉、固定概念を打破する言葉、商品やサービスの作り方を導く言葉等に注目して、ことば資源の実態を捉えることになる。

ここで「ことば資源」とは、意味の解釈プロセスにおいて、新しい意味の解釈視点を与え、商品・サービス作りの方向性を規定し、意味の客体化プロセスにおいて、組織の成員の協働行為を促進するような機能を発揮する個人や組織の意味の解釈、表現、客体化プロセスに貢献する特定の組織内の言葉である。このようなことば資源は、商品の差別化を促し、組織の意味づくりを活性化させるように機能することになる。言い換えれば、ことば資源は組織の知識創造を進展させ、企業の行動や戦略に固有の特性を生みだし、顧客へは商品やサービスの独自の魅力を訴えるように作用するのである。このことは、三和酒類やジャパネットたかたでの聞き取り調査を踏まえて、ことば資源が社内の意味形成を促し、組織の統合と創造性に作用していることが、実証的に明らかにされている。

これまで経営認識論や知識創造企業ではことばの重要性が取り上げられていたが、それを商品開発に結び付く経営の資源としてとらえることは殆どなされてこなかった。本論文の意義はこのミッシングな領域を埋めた点にあり、インテンシブな聞き取り調査で意味の形成プロセスの解明に取り組んだ点は大きな貢献であると評価できる。以上の調査結果を踏まえて、論文調査委員会は、本論文を博士（経済学）の学位に値するものと判断する。

平田 実氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第150号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成23年3月24日
 学位論文題目 地域イノベーション・システムの
 研究：行為論的視点による検討

論文内容の要旨

本研究は、地域イノベーション・システム (Regional Innovation Systems: 「RIS」と略す) に関して、従来研究では手つかずとなっている理論的・方法的な視点に着目し、新たな研究パースペクティブを提起することを目的としている。

RIS 研究については、分析アプローチとして、地域システムの境界を物理的な与件として指定する従来の研究に見られる静態的な見方に止まるだけでは十分ではない。このため本研究では、新たに動態的な見方があることを提出する。RIS 概念の本質的な理解のためには、方法論の点で静態的な見方の有効性を認めつつも、行為主体の存在や主体間の相互作用の点から、動態的なアプローチによる、システム境界をダイナミックに捉えようとする見方の重要性を提起する。「静態」、「動態」という2つの理論的・方法的な見方を議論すると同時に、それぞれの分析アプローチに基づいて、実際にデータを用いた定量的な政策分析、及び事例の分析を行っている。

静態的分析アプローチは、地域を行政上の単位やその他の物理的な空間的範囲として把握することをあらかじめ研究の前提にした立場である。これに対してもう一方のアプローチである動態視点は、境界を所与とするのではなくイノベーションやこれに関する相互作用を実際に行う行為主体に着目している。主体の動き

や行為に注目しそのプロセスを明らかにする作業を通じて、地域境界がダイナミックに変化するという点を主張する。このことにより、新たな RIS 観を提起することをねらいとする。地域的なパウンダリーを固定的ないし所与とする認識前提を乗り越えようとする見方である。

本研究では、静態・動態という2つの分析視点に基づいて、実際に分析・考察を行う。静態的なアプローチでは、RIS の概念検討、定量分析モデルの構築と実証分析を行う。動態アプローチについては、まず行為主体である企業のイノベーション決定要因に関する分析を行った後、企業のイノベーション・プロセスに関して地域中小企業を対象として2つの事例により考察する。

章構成とその対応関係は、以下のとおりである。

論文は9章から構成する。まず第1章として問題提起が示される。続いて第2章では先行研究を行う。既存研究の議論を参考にしながら、本章で設定する問題を解くための視座を定める。第3章では、2つのアプローチや研究の枠組み・デザインやデータについて説明する。

第4章と第5章は、静態的なアプローチによる理論構築と実証分析である。日本における RIS のパフォーマンスを評価・測定するために必要な概念モデルの構築と都道府県を分析対象とした政策分析である。第4章ではシステム概念の検討やマイケル・ポーターらの既存研究におけるフレーム・ワークの検証を通じて RIS の概念モデルを構築する。モデルの構築は、組織論の学説展開における研究成果である能力概念を参照しつつ3階層の概念的フレーム・ワークを提起する。第5章では、このモデルに対応した変数データを用いた定量分析を行っている。民間資源が大きな要因となっていることが示唆されるが、相互作用の点では、制度的側面、オープン特性のそれぞれがパフォーマンスへどのように結び付くかなどが示される。

続く第6章から第8章にかけては、第4章・第5章で行った静態的なアプローチに対して RIS 研究の動態的な見方について検証と議論を展開している。第6章ではその予備的分析として、企業を分析対象としたアプローチである。地域企業のサンプルデータを用いて組織論やイノベーション研究の提出されてきた諸概念をもとにイノベーションの成果と関連付けた分析が行われ、企業のイノベーション・プロセスにおける知識フローの要因が説明される。

第7章と第8章はフィールドワークによる企業(九

州地域の中小製造)の2事例を取り上げて分析を行う。第6章でみるクロス・セクショナルな分析を踏まえて、企業の新製品開発の取り組みなどから主体のイノベーション(ビジネス)・プロセスを時間展開において位置づけている。第7章では、熊本県八代市の櫻井精技株式会社を取り上げている。半導体産業の勃興と同社成長という産業と組織の共進化の過程を地域的な文脈の中で考察する。顧客や大学、公的研究機関とのインタラクションを知識フローや学習の視点から記述する。次いで第8章は、福岡県古賀市に本社を置く株式会社西部技研の事例である。大学発ベンチャーとしての創業にはじまった開発型の企業が、いかにしてグローバルな市場適応を果たしていったか、同社の省エネ製品開発を分析対象としてそのイノベーション・プロセスを記述する。

第9章で本研究を結ぶ。ここまでの議論をまとめた上で、その意味するところを論じている。本研究が提出するRIS概念とは、イノベーションの中心的な担い手である企業と他のアクターとの相互作用が形成する地域的なネットワークを、システムとして捉えたときに与えられる全体像である。このシステムの境界は、アクター間の相互作用を通じてダイナミックに変化する特性を有しており、その意味でRISは、構成要素である行為主体の作動によって自己言及的に生成される意味論的空間として捉えることができる。

本研究から得られる理論的、実践的インプリケーションは、それぞれ次の通りである。

理論的含意は、近接性と補完性という2点に関する。実践的含意は、地域イノベーション政策における境界のマネジメントに関するものである。

今後の課題としては、企業の境界を越えて動く知識フローを活用する「オープン・イノベーション」(Chesbrough, 2003, 2006)の概念など、イノベーション・プロセスに関する諸研究と統合的な形で、RISの動態的な見方について考察を行うことが考えられる。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 塩次喜代明
副査 久原 正治
副査 朱 穎

本研究は、地域イノベーション・システム(Regional Innovation Systems:「RIS」)を、定量的な統計データによる多変量解析と、企業のイノベーション・プロセスの事例分析によるトライアングレーションによって、先行研究の蓄積の乏しい理論的・方法的

な視点に着目し、新たな研究パースペクティブを提起することを目的とする全9章からなる論文である。

論文では、地域を行政上の単位やその他の物理的な空間的範囲として把握した定量的な静態的な分析と、地域の境界を所与とするのではなくイノベーションやこれに関する相互作用を実際に行う行為主体に着目して、地域境界がダイナミックに変化することに注目した動態的な分析とが展開される。

静態的な分析で注目されるのは、RISでは行政等が注目してきた制度的側面よりも、民間資源が貢献していることが統計的に有意に確認されたことであり、このことはRISの政策に重要な問題提起となっている。

動態的な分析では、企業の新製品開発の取り組みなどから行為主体のイノベーション(ビジネス)・プロセスを分析し、RISはイノベーションの中心的な担い手である企業と他のアクターとの相互作用が形成する地域的なネットワークを、システムとして捉えたときに与えられる全体像として捉えるべきことが主張される。それゆえに、このシステムの境界は、アクター間の相互作用を通じてダイナミックに変化する特性を有しており、その意味でRISは、構成要素である行為主体の作動によって自己言及的に生成される意味論的空間として捉えることができると結論している。

本論文は、国の重要な政策課題であるRISが地域の企業にもたらすイノベーション効果を実証的に解明する研究として大きな貢献になっていること、多変量解析による計量分析と個別の企業のイノベーション・プロセスの定性的分析による研究は学術的に評価できる内容になっていること、そして結果的に示唆される政策的な含意の重要性など評価できる点は多い。以上の調査結果を踏まえて、論文調査委員会は、本論文を博士(経済学)の学位に値するものと判断する。

井上奈美子氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第151号
学位の種類 博士（経済学）
授与の年月日 平成23年3月24日
学位論文題目 高等教育機関におけるキャリア形成についての研究
- 大学生の組織学習による職業観醸成の観察を通じて -

我が国は、2007年に経済危機に直面した。大学の新卒者の採用市場は、企業業績や雇用環境の悪化などの影響を受け、買い手市場へ転向した。

就職活動は、長期化、複雑化し、学生には主体的行動力がなければ厳しい就職活動を乗り越え、職業社会へ移行することが困難になった。移行を困難にする要因の一つは、学生の立場の変化である。職業社会に足を踏み入れたことによる立場の変化は、学習スタイル等あらゆることを急激に変化させる。しかし、社会で生きていくためには、それを乗り越えていかなければならない。

大学側には、広範な学生の意識を変革させ、学生生活の中で主体的に行動し、キャリア形成に取り組むことができる環境をいかに用意するのか この課題を念頭に置いて、学生を社会に送り出す環境改善に努めることが求められている。

本稿は、高等教育機関におけるキャリア形成に関して、単に職業社会を知る機会としての職業教育ではなく、学生が知識を持ち合わせていなくても、大学組織内で働きながら学び続けるキャリア形成のフレームワークを提示することを目的としている。それによって、学生のキャリア形成にとって何が意味を持つのかを明らかにしたいと考える。

大学の対応として、学生による学生支援を担う学生アドバイザー（SA）組織を大学内に確立することによって、学生自身が立場を変えて大学内組織で働くことは、学生の職業観を醸成し、学生による組織学習は、学生の主体的行動を促進するのかを検討する。

まず、実践研究に先立ち、我が国のキャリア教育に関する先行研究の歴史を概観することによって、大学におけるキャリア形成の課題領域を探る。続けて、若年者の労働市場と進路指導に関する先行研究と米国のキャリアの実践を支える基礎理論を援用した実践研究の成果に注目する。先行研究で重要視されている諸理

論についてまとめ、学生主体のキャリア形成に応用すべき理論と組織学習の必要性について探り、事例研究に重要なカギとなる操作仮説設定に役立つ、理論的基盤を確立する。

次に、大学の日常空間にキャリア形成の場を創造すべく、これに関連した理論について論じる。その中心理論は職業観醸成と組織学習に関連する理論体系である。また、SAの行為の変化については、トランジション・サイクルというフレームワークを援用し、学生個人の認識や学びがその組織の発展に与える影響について理論的に解釈することを目指す。

その上で、SA活動の参与観察を展開する。現代の学生の主体的行動へ発展する動機づけの文脈として、学生の自己概念の変容・再構築がSAという場の特徴とどのように関連して成立するのかを具体的に検討する。なお、参与観察に加えて、SAの活動前後にアンケートを実施し、職業観のどのような側面が醸成されたのかを考察する。

このようにして、SA活動の構造に迫ったことによって明らかになった本稿の独自の成果は、次のとおりである。

まず、学生組織の場合は、組織が発展する段階の繋ぎ目において、談笑や配慮的リーダー、支えあい・認め合い精神、自問自答、誇りといったメンタル的な側面と、目標設計や対話、技術・ノウハウ（仕事のやり方や進め方）の蓄積作業、仕事の客観視・外部からの評価、といったテクニカルな側面の双方が、学習習慣に効いていたことが明らかになり、研究成果のひとつとして、学生独自のキャリア・トランジション・サイクルを描き出すことができた。

そして、SAは、学生組織ならではの特徴として、新しい役割に挑戦する度に不安という言葉を口にした。しかし、不安を抱えながらも個人が自らの態度を変容させながら挑戦する仲間の姿は皆の誇りとなり、自分の可能性を信じ続ける源となり、挑戦することのすばらしさを称えあう場が形成されていった。これらのことから、現代の学生の主体的行動へ発展する動機づけの文脈として、学生の自己概念の変容・再構築がSAという場の特徴とどのように関連して成立するのかを具体的に示すに至った。つまり、学内で働く経験を経て意識変革を果たした学生の態度変容は、周辺学生を巻き込み、広く学生の意識変革を大学全体に拡張することが明らかになった。

以上をもって、本稿は、学生が組織学習から主体的に学ぶ行動習慣を育むと、自ら態度変容のきっかけと

なる場を創造することを明らかにし、高等教育機関における新たなキャリア形成の意味を提示した。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 塩次喜代明
副査 久原 正治
副査 小津稚加子

本論文は、ある私立大学で取り組まれている学生の就職等の支援を担う学生アドバイザー (SA) 組織の活動に注目し、学生がその組織に参加して仲間である学生に対して就職を始め様々な支援活動を展開することを通じて、キャリアをどのように形成しているかを、参加観察を通じて、主にキャリア・トランジション・サイクル理論を拠り所にしつつ、実証的に明らかにしようとするものである。

SA には時間給が与えられるものの、特別に選抜されて任命されているわけではない。基本的には他の学生と同等の知識と経験しかもたない言わば普通の学生でしかない。大学は SA の活動を詳細に規定しているわけではないので、SA は支援のあり方を協議して、実行策を具体化して取り組むことが求められており、学生による主体的で積極的な活動がなければ、SA は成果をあげることはできない。

論文では、このような SA の組織が、結果的に職業社会を直接に知り、自らの職業観を醸成し、社会的な生活能力というキャリアを形成する場になっており、そこで展開される学生による創発的な学習がキャリア形成に大きな意味を持つことを明らかにしている。個人が実際に組織で働く体験をし、それに付随する学習を繰返すことによって、働くことと社会で役割を持つことを理解する創発的な学習にキャリア形成を捉えようとする指摘は、大学当局による職業情報を提供することになりがちな上からの目線と一線を画する主張になっており、キャリア形成論に重要な意味をもっている。

本論の背景には多年にわたる膨大な事例やアンケート調査があり、得られた事実は政策的な含意に富む確かなものになっていることも指摘しておきたい。

以上の調査結果を踏まえて、論文調査委員会は、本論文を博士 (経済学) の学位に値するものと判断する。

バニンコバ エバ氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第152号
学位の種類 博士 (経済学)
授与の年月日 平成23年3月24日
学位論文題目 EU 拡大と中東欧・バルト3国経済
地域的経済統合下の FDI 主導型経済成長の諸条件

論文内容の要旨

本論文は、2000年以降から2007 - 08年の世界金融危機後に至る時期の中東欧諸国 (スロバキア、チェコ、ポーランド、ハンガリー) とバルト3国 (エストニア、ラトビア、リトアニア) を対象に、当該地域が経験した成長と危機の統一的把握を通じて、EU という地域的経済統合の枠組みの中で展開されてきた FDI 主導型経済成長のパターンを類型化し、当該エリアにおける安定的成長を支える諸条件を明確化することを大きな目標としている。

これら地域の間には、2001年から2007年までの経済成長のパターンに明らかな相違があった (バルト3国のこの期間の年平均成長率は約8.0 - 9.0%。対して中東欧4カ国は約3.8 - 6.2%)。2007年以降の世界金融危機はエリア全体の高成長軌道を一時的に破壊したが、金融危機の発現形態にも大きな地域的相違があり、バルト3国とハンガリーの状況は特に深刻であった。中東欧と一括りにされる当該エリア内において、成長のパターンと危機の発現形態には、明確に異なる複数の型が存在したといえる。こうした相違が、いかなる経済的要因によってもたらされているのかを示すため、本論文では (1) 直接投資 (以下では FDI と表記) の流入先産業の特徴 (製造業か不動産・金融業か)、(2) FDI を含めた資本流入パターン全体の特徴 (FDI 流入、FDI+証券投資、FDI+銀行借入)、(3) FDI を通じて現地展開した外資系銀行の行動という三つの視角から中東欧諸国・バルト3国を類型化し、危機前の経済成長の本質と2007年以降の危機の統一的解明を目指した。

第1章では、1990年代の市場経済移行と2004年の EU 加盟までの過程について概観し、2000年代の高成長の初期条件について概観している。そこでは、中東欧・バルト3国における市場経済改革と EU 加盟基準

の達成が他の東欧諸国より比較的短期間に進展した背景として、「FDI 主導型経済成長」を位置づけ、そうした戦略が当該エリアにおいて有する意義について検討している。

第2章では、FDI の投資国・産業部門別の分析により、EU コア諸国からの製造業向け FDI が重要である中東欧3国とリトアニア、比較的多様な投資国からの広範な FDI を受入れながら国内経済への FDI の浸透度が低かったポーランド、北欧諸国からのサービス業向け FDI を受入れたエストニアとラトビアという類型化を行い、それぞれの地域の経済成長パターンの相違を説明するための基本的な枠組を提供しようと試みた。続く第3章では、金融部門への FDI を通じて確立された中東欧・バルト3国の外資主導型銀行制度の背景と特徴について検討した。EU 域内他国銀行によるリテール部門への現地化が決定的に進んでいる当該エリアにおいて外資主導型銀行制度が EU 統合の脈絡においていかなる独自性を有しているかについて考察している。

第4章では、FDI を含めた資本流入パターン全体について考察を行い、FDI が最も重要なシェアを一貫して示す中東欧3カ国（スロバキア、チェコ、ポーランド）に対して、ハンガリーでは FDI 流入に続き2003 - 06年の間に「証券投資」の形態での資本流入が拡大した一方、バルト3国では FDI 流入に続き2004年以降「その他投資」が急激に拡大したを明らかにした。また、危機前の成長期における銀行市場の展開を考察し、中東欧3カ国では信用膨張自体が（それゆえ外貨建て貸出の拡大も）見られなかったこと、ハンガリーでは外貨建て貸出が大きく拡大していたこと、

バルト3国では住宅市場のバブルと結びついた外貨建ての貸出の急増が観察されることを、それぞれ示した。次に危機の発現形態の相違に着目し、中東欧3カ国では西欧系の外資銀行が伝統的な資金源泉である現地預金に依拠した貸出を行っていたため、信用膨張または外貨建て貸出の拡大が限定的で、世界金融危機を安定的に乗り切ったこと、他方でバルト3国に展開した北欧系外資銀行は、本国からの資金に過度に依存して外貨建て貸出を増大させた結果、危機下で現地貸出が減少し脆弱性を露呈したこと、ハンガリーにおいても、後者のパターンに近かったことを明らかにした。第5章では、「FDI 主導型経済成長」に隠されていた「成長の歪み」が観察されたバルト3国に焦点を絞り、当該エリアにおいて金融・不動産に偏向した FDI 流入から信用膨張と不動産市場のバブルまでの展

開を促した主要因を整理した上で、2007年以降の急速な信用収縮について考察を行った。

最後の第6章では、バルト3国で信用膨張に対する適切な金融監督が EU レベルで実施されなかった要因として、当時の EU の分権型の規制監督体制が有していた諸問題や、新たに EU に加わったバルト3国側の監督当局の未成熟等について検討し、EU レベルでの金融規制・監督体制の一層の強化やバルト3国・北欧諸国の監督当局間の相互協力強化の動きについて論じている。

以上、本論文では、先行研究で示された EU の西欧諸国と移行経済諸国（中東欧・バルト3国）との間の「繁栄の構造」を支えた生産と金融の二つの柱、即ち FDI を通じて構築された「EU 域内市場志向的生産システム」と、金融 FDI を通じて構築された「金融ネットワーク」との双方に同時に着目することで、前者と後者との間のウェイトの相違、および後者における「西欧銀行ネットワーク」と「北欧銀行ネットワーク」との振舞いの相違が、当該エリアの成長と危機のパターンにヴァリエーションを与えたことを明らかにした。結果として、従来「中東欧」と一括りに分析されてきたエリアが内包していた、成長と危機の異なるパターンを示すことができた。

FDI 主導型経済成長の諸パターンの中でも、「EU 域内市場志向的生産システム」の生産側のコアに位置する中東欧3カ国は、世界金融危機を安定的に乗り切った。従って、中東欧・バルト海諸国において世界金融危機の打撃を受けたのは、EU 加盟を通じた「FDI 主導型経済成長」それ自体ではなく、2000年代の前半に特定国・エリアに累積された各種の「成長の歪み」に他ならなかった。金融・不動産に偏向した FDI 流入、FDI との比較で他の形態の資本流入の増大、北欧銀行系の「金融ネットワーク」がもたらした信用膨張 - これら全ては、2007年までのバルト3国の極めて高い成長とその後の深刻な危機との双方を説明するものであることを本論文は示した。以上より、当該エリアの FDI 主導型経済成長にとって重要な諸条件を明らかにすることができたと考える。

論文審査の要旨

論文調査委員	}	主査 岩田 健治
		副査 石田 修
		副査 篠崎 彰彦

本論文は、2004年に EU（欧州連合）に加盟した中東欧・バルト3国経済が2000年代に経験した FDI（直

接投資) 主導型の経済成長と金融危機について分析し、安定的成長の条件について金融規制監督の視点から考察を行っている。

本論文は第1に、従来 EU 経済研究において「EU 新規加盟国」として一括されることが多かった中東欧とバルト3国という2つのエリアが2000年代に経験した成長と危機のパターンの明確な相違についてとりあげ、その理由を明らかにしている。第2に、2007年以降にバルト3国が経験した深刻な危機について、北欧の銀行が当該エリアに構築したネットワークによる外貨建て信用膨張によって支えられた住宅市場パブルの崩壊によるものであることを明確に示している。第3に、世界金融危機後の EU 金融規制監督システムの改革を巡る議論が米国「影の銀行制度」との関係を中心とするものであったのに対して、本論文はバルト3国を対象とした現地聞き取り調査をもとに数多くの知見をもたらしている。全体として本論文は、西欧生産ネットワークへの編入、西欧・北欧銀行からの「金融 FDI」受入れ、ユーロ導入といった、地域的経済統合に依拠した当該エリアの基本的な経済発展戦略自体が危機をもたらしたのではなく、そうした戦略が追求される際の EU の制度的枠組み(EU 金融規制監督体制等)に問題があったことを明らかにしている。

こうした本論文の内容は、どれも EU 経済研究の分野に新しい知見と明快な論点をもたらしており、また関連する諸分野に対しても有意義な示唆を与えているものと評価できる。いくつかの対象国に関するより立ち入った分析や世界金融危機の全体構造の中での位置づけなどについて一層の解明が望まれるが、これらの点は本論文の価値を損なうものではなく、今後追求すべき課題に属する。

以上のことから、本論文調査委員会は、パニンコバエバ氏より提出された論文「EU 拡大と中東欧・バルト3国経済 地域的経済統合下の FDI 主導型経済成長の諸条件」を博士(経済学)の学位を授与するに値するものと認める。

宇土至心氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第153号
 学位の種類 博士(経済学)
 授与の年月日 平成23年3月24日
 学位論文題目 収益力と評価論の展開
 20世紀前半の米国を中心に

論文内容の要旨

本論文は、収益力がいつおよびどのようにして価値の評価基準となったのかについて、学説史的な観点から20世紀前半の米国を対象に分析している。現代では、収益力や将来のキャッシュフローは価値評価において必要不可欠な要素である。しかし収益力がそのような重要性をもつようになった背景や変遷についての分析は少ない。本論文の構成と内容は以下の通りである。

序章では、先行研究をまとめたうえで、本論文の問題意識や分析視角を示した。

第1章では、19世紀末から20世紀初頭を対象とし、第1次 M&A 運動や独占企業の設立の中で、収益力に関してどのような議論が行なわれていたのかをみた。当時では、独占企業が将来獲得すると期待される超過収益力が普通株発行の裏付けとされた。取得原価等で測られる資産そのものの価値に対する証券発行総額の超過分は、そのような収益力と比較して適正と判断された。この時期には収益力に関する議論があり、その意味で収益力という考え方が新たな評価基準になりつつあった。

第2章は、主として1910年代を対象に、第1次 M&A 運動期後において収益力の理論的位置づけがどのように変化したのかをみた。第1次 M&A 運動で誕生した独占企業が設立前に期待された収益を十分にあげることが実際には難しかった。1910年代に株式会社化した企業は将来の収益力に基づいて大量の証券を発行することは殆どなかった。そのため、収益力は M&A 運動というブームの中で社会的な関心を集めたものの、価値評価基準としての支配的な位置にまでは発展しなかった。

第3章は、1920年代を対象とし、第2次 M&A 運動と株式ブーム期における収益力を取り上げた。第2次 M&A 運動の特徴の1つは垂直的結合であり、企業の純利益に基づく企業価値の評価が必要となった。株式ブームを受けて、株価を配当だけでなく内部留保を

含めた純利益によって説明する議論も登場した。そのような中で、企業の純利益を資本還元することで企業価値を評価する考え方が登場した。この時期に収益力に基づく価値評価がより一般性をもつようになったといえる。

第4章は、大恐慌期を対象に、収益力がどのように考えられていたのかについて考察した。1930年代の普通株価の下落をみると、資産額や配当額よりも利益額との関係が強かった。改正破産法の成立や再編成企業の社債補償などをみると、裁判所や公的な委員会においても次第に収益力をベースに企業価値が捉えられるようになった。収益力に基づく価値評価に関する議論も現れはじめた。まさにこの時期に価値評価基準としての収益力が社会的ないし一般的に定着したといえよう。

第5章は、大戦後から1960年代までを対象に、収益力がその後さらにどう展開したのかについてみた。株価の上昇により株式回りや株式益回りが債券利回りを下回る現象が生じた。第3次 M&A 運動において、企業が利益を高めるために企業を買収し、市場が収益力の上昇を期待してそのような企業の株価を高く評価することで、コングロマリット型 M&A が進んだ。理論では企業価値評価に関する議論が増え、資本構成を純利益との関係で論じるものもあった。営業利益を資本還元することで企業価値を求める議論も登場した。収益力はますますその重要性を増すこととなった。

終章では、本論文の結論と意義について述べた。本論文の結論は以下の通りである。

まず、20世紀前半の米国において、収益力に基づいて価値を評価する考え方が登場し定着したことである。19世紀末から20世紀初頭にかけて、すでに収益力に基づいた価値評価の議論が存在していた。しかし、1907年恐慌以降の、独占企業の不振は、期待された収益力が実現しなかったことを意味した。1920年代に入ると、第2次 M&A 運動や株式ブームの中で、改めて収益力を価値評価の基準とみなすような動きが生じてきた。大恐慌期には、公的な立場においても収益力を重視しだす動きが現れた。大恐慌期のような経済がひどく停滞している時期においても、収益力は価値評価の基準としての位置を失わず、それゆえ一般的にも定着したとみなすことができよう。

次に、収益力が意味する中身が変化したことである。収益力に対する考え方の変遷に伴い、超過収益力から純利益、さらには営業利益へと変化した。超過収益力は、あくまでも独占を前提とした企業の収益の一部に

過ぎない。純利益になると、あらゆる企業が収益力に基づく企業価値評価の対象となりうる。さらに、利子を含めた営業利益の資本還元へと、理論的に発展していった。

収益力で価値を評価することが当たり前の考えになってしまった現代では、極端にいえば、様々なものの価値がそれらから得られると期待される収益に従って評価されることになる。いうなれば、収益力という将来の不確かなものに基づいて金融取引を行なうことこそが金融の最も重要な問題の1つであろう。本論文は20世前半の米国を対象とすることで、企業の収益力を資本還元の対象としていく段階を捉えることができた。

論文審査の要旨

論文調査委員	主査 川波 洋一
	副査 稲富 信博
	副査 岩田 健治

企業合併買収運動や証券化等の現象において、価値評価の基準としてキャッシュフローが重要な役割を果たすことがある。本論文は、価値評価のオリジナルなアイデアである収益力に注目し、20世紀前半の米国における主要な論者の議論を企業の合併財務や公益事業会社の証券発行といった現実と対応させながら、価値評価の基準が資産から収益力へと変遷していく過程を追跡したものである。

本論文の貢献は以下の3点にある。第一は、T. ヴェブレン、E.S.ミード、I. フィッシャー、W.H. ラフ、R.E. パッジャー、A.S. デューイング、J.B. ウィリアムズといった代表的な論者の収益力に関する考え方を丹念に追跡したことである。特に、デューイングの代表作である *The Financial Policy of Corporations* の第2版(1926年)から第3版(1934年)への改訂の過程における収益力概念の理論的彫琢の内容を解明したのは重要な貢献である。第二に、収益力の定着過程が20世紀前半の企業合併買収運動や公益事業会社の活動、金融市場や銀行融資の動向と関連付けて追跡され、1930年代の不況期に収益力が企業価値の評価基準として定着した事実を明らかにしたことである。第三に、本論文では、資本還元の基礎となる収益の源泉に関する各論者の理解が、「配当」からこれに内部留保を加えた「純利益」、さらにはこれに利子を加えた「営業利益」へと転換していく過程が明らかにされた。

本論文は、現代金融に特有な現象を理解する鍵となる収益力という考え方が、いつ、どのようにして生成・定着したかについて、丹念な学説の整理と当時の現実

との対比を通じて明らかにしている。収益力なる考え方の第二次世界大戦後の展開に関する考察という課題を残すとはいえ、これは本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上の理由により、本論文調査委員会は、宇土至心氏より提出された論文「収益力と評価論の展開 20世紀前半の米国を中心に」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

姫野順一氏学位授与報告

報告番号 経済博乙第148号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成23年2月28日
 学位論文題目 J.A.ホブスン 人間福祉の経済学：
 ニュー・リベラリズムの展開

論文内容の要旨

本論文は、過少消費および帝国主義の論者として断片的に知られたイギリスの経済社会学者J.A.ホブスンの経済社会論の著作の言説に注目し、その内容を「人間福祉の経済学」という歴史理論の型と把握し、その政治・政策思想の意義をイギリスのニュー・リベラリズム（新自由主義）の思想史のなかで解明したものである。

そのため第 部では、ホブスンの言語のコンテキスト分析に基づいて「経済社会論の歴史型」が抽出され、第 部ではイギリスのニュー・リベラリズムにおけるホブスンの思想的特質を、同時代の社会改良思想と対比している。

第 部は「人間福祉の経済学」に収斂するホブスンの経済社会論の歴史的特質の解明である。それは市場不均衡の認識を基盤とするホブスンの経済社会論の動態的性格の解明となっている。その作業は1890～1900年代の初期著作群に内在するものであり、ここで解明されているのは 生産・消費のマクロ不均衡認識に基づく「市民の消費」を基軸とする経済社会の動態（第1章）、独占形成と絡む新しい機械観に基づくルーティンとアートの「労働の二重性」把握と古典派分配論の変容（第2・3章）、ラスキン論を梃子とした経済社会論の静態から動態への転化（第4章）、社会進化論の経済社会分析への適用（第5章）、新国民経済が（新）自由主義を基盤として帝国主義論となる

世界経済分析への視座の展開（第6章）であり、その間のコンシステントな歴史的論理体系である。

第 部の意義は、アダム・スミス、デビッド・リカードウ、J.S ミル等古典学派経済学派の唱えた経済理論の組み替えの分析、独占と景気変動（大不況）という新資本主義の現象に直面し、経済社会史研究の新しい成果を取り入れて形成された経済社会論、経済の不均衡構造認識に立脚する「経済社会」の統合的な動学理論の解明にある。このようなホブスンの歴史的理論の型の抽出により貧困問題や帝国主義といった時代の「課題」に迫れない、アルフレッド・マーシャルやセシル・アーサー・ピグー等ケンブリッジ学派と対抗的な「経済と国家および社会が統合された歴史的な経済社会論」としてホブスンのニュー・リベラリズムのコアとなる特質が解明された。

第 部は、第 部で析出された「人間福祉の経済学」の経済社会理論の型を基準とし、19世紀末イギリスにおける新自由主義の変容の中でのホブスンのニュー・リベラリズムの政治・政策思想の意義が人間・市場・国家・社会の要素分析により解明されている。

すなわち第9章では、19世紀イギリス自由主義の起源となる急進主義者ジョレミー・ベンサムおよびJ.S ミルの功利主義的国家論の要素が、言語のコンテキスト分析から解明され、自由保守主義者ウォルター・バジョットの国家論の要素と対比され、第10章ではこれらを継承・変容させたヘンリー・シジウィック、アルフレッド・マーシャル、慈善組織協会（COS）の国家論の要素と比較されている。

さらに第11章では、世紀末の「経済社会論」を統合するイデオロギーとしての社会進化論に注目し、ホブスンの新自由主義の特質を浮かび上がらせている。ここでダーウィンとスペンサーの社会進化論、T.H.ハクスリーの「倫理の進化」が分析され、W.H.マロックの「貴族の進化」およびホブスンの社会進化論が対比されている。ここでホブスンのニュー・リベラリズムにおける「経済社会の制度アプローチ」の特質が浮かび上がっている。

第12章では同時代の社会改良思想としてのフェビアン協会の集産主義、ホブスンに近いウィリアム・クラーク、距離を置くドニー・ウェッブの政策思想が比較され、ホブスンのニュー・リベラリズムのコアとなる政治・政策思想の特質が抉り出されている。

ニュー・リベラリズムは20世紀に入り政治・政策を誘導する思想となるが、世紀初めにその内容は自由帝国主義、社会民主主義、自由経済放任主義、社会帝国

主義と分岐する。そこで第8章および第13章では、経済分析と民主的な社会分析が融合した新自由主義の政治・政策思想のイデオロギー要素を分析するため、ジャーナリズムにおけるホブスの言論活動が解明され、第14章および第17章では、ホブスの盟友レオナルド・ホプハウスおよび一面的な継承者ケインズのニュー・リベラリズムとの対比が試みられている。

最終の第15章では1920年代における新古典派経済学経済政策思想の学説批判が吟味され、第16章ではこの時期「人間福祉の経済学」として完成されるホブスの政治・経済政策の具体的な吟味に立ち至っている。

以上本論文は、近年英米でホブスの理論やビジョンの一面的解釈を批判して進んだ、リビジョナルなホブスン再評価の先行研究を踏まえ、ホブスンに独自の歴史的な済社会論の型を析出し、ニュー・リベラリズムの政治・政策論と評価されるホブスの経済社会論を「人間福祉の経済学」として抉り出した。

第7章（補論1）および第18章（補論4）は、英米における最近のホブスン研究の包括的なサーベイランスである。

論文審査の要旨

論文調査委員	}	主査 関 源太郎
		副査 磯谷 明德
		副査 荒川 章義

19世紀末のイギリスにおいて、従来のリベラリズムに替わってニュー・リベラリズムという思潮が台頭し、戦後福祉国家の思想の一元流ともなった。ニュー・リベラリズムの研究は、1970年代に市場原理の徹底化を高く掲げる、いわゆるネオ・リベラリズムの台頭を背景に、近年、活発化することになった。この新しいP. クラーク（1978）やM. フリーデン（1978）による研究は、従来ニュー・リベラリズムの中核はT. H. グリーンに発すると捉えてきたのに対し、むしろそれをJ. A. ホブスン（1858～1940）やL. T. ホプハウスに求めた。本論文は、この新しい研究を継承し発展させることを企図し、ホブスン研究を中心に据える。

本論文は、ホブスの経済社会論を「人間福祉の経済学」と特徴づけ、その形成過程を取り扱う第1部（1～8章）、および、ホブスン以外のニュー・リベラリストを含め、彼と時代を前後する様々な諸思想家との対比でホブスの独自性を浮き彫りにしようとする第2部（9～18章）から構成される。

第1部においては、最初の著書（マメリーとの共著：1889年）でホブスンが生産と消費のマクロレベルでの

不均衡を論じたことを描き出した後、ホブスンによる「非自発的失業」の発見とその国家による救済（1891、96年）、独占の形成に伴う「独占的レント」固定化の認識とその再配分政策の提唱および「社会立法による『産業有機体』進化」の展望の提示（1894年）などを行う。姫野氏はここにホブスンによる「人間福祉の経済学」の「原型」を見る。さらに姫野氏は、ホブスンがラスキンを批判的に継承し進歩的で動的な「社会経済学」を打ち出し（1898年）、1901年には「社会的効用」の概念を打ち立てたが、これには国家による社会サービスの向上を含意させていたと指摘する。次いで、ホブスは、これまで論じて来た「国家の介入による個人の自由の実現」の問題（ニュー・リベラリズムの問題）を国際経済関係にまで押し広げているが（1902、04年）、これには「コスモポリタンな世界市民的」内容が盛り込まれていると評価する。

第2部では、まずベンサム、J. S. ミル、バジョット、シジウィックおよびマーシャルの国家観を取り上げ、それらと対比してホブスのニュー・リベラリズムの特質を暗示する。次いで、ニュー・リベラリズムの重要な構成要素である社会進化論の展開を、ダーウィン、スペンサー、ハクスリー、マロックを俎上にのせて概観し、この文脈においてホブスのニュー・リベラリズムを「社会民主的」と特徴づける。さらに、フェビアン主義者、ジェヴォンズ、マーシャル、ビグーらの経済学と対照し、ホブスのそれが「人間福祉の経済学」であることを再確認する。さらに、1910～20年代にホブスンが「人間福祉の経済学」の観点から提唱した経済・産業政策は自由党・労働党の「福祉国家形成プラン」に大いに貢献したと意義づける。

本論文は、ホブスの初期から晩年までの著作を丹念に渉猟し、その過程を彼の「人間福祉の経済学」の形成と展開として理解し直すと共に、同時代の社会改良思想を広く吟味することにより、その特質や歴史的意義を明確にしている。その意味で、本論文は本格的なホブスン研究だと評価できる。特に、これまでニュー・リベラリズム研究が政治思想に傾斜しがちであったことを考慮するとその意義は大きい。もっとも、ホブスの「人間福祉の経済学」の形成・展開・完成を考えると本論文の部や章の構成についてさらに配慮すべきであったし、また同時代の諸思想の取り扱いについてもっと精確を期すべきであったと思われる。とはいえ、これによって本論文の意義が損なわれるわけでは決してない。

以上の理由から、本論文調査委員会は、姫野順一氏

より提出された論文「J.A.ホブスン 人間福祉の経済学：ニュー・リベラリズムの展開」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。